

NOVA犯罪被害者等支援員 倫理綱領（仮訳：未定稿）

犯罪被害者等の支援に当たる者は、仕事、ボランティアにかかわらず、すべての犯罪被害者等に関し、誠実に行動し、尊厳と同情を持って接することを、被害者や司法制度により求められている。この目的達成のため、犯罪被害者等支援員は、以下の倫理綱領を守らなくてはならない。

．すべての犯罪被害者等との関係において

- 1 被害者等の利益を最重要のものと認識する
- 2 被害者等の市民的法的権利を尊重する
- 3 法律と規則で認められる場合のみ他の適切な機関等へ情報を開示することとし、被害者等のプライバシーと秘密の権利を尊重する
- 4 一人ひとりの被害者等に思いやりを持って、個別の状況に応じたサービスを提供する
- 5 加害者が特定され、逮捕され、有罪となり、または無罪となっても、被害者等の供述を、意見や判断を交えずに、そのまま受け入れる
- 6 被害者等の行動が、被害を受けたときやその他の生活においてどんなものであると、被害者補償サービスを提供する場合のように、法律や規則で決められている場合を除き、被害者に責めを負わせることなく、サービスを提供する
- 7 被害者等の側に、できる限りの自己決定を促進する
- 8 要求された場合、被害者の権利擁護者となり、自己の信念に関係なく、また、自分の属する組織のルールの範囲内で、被害者等のニーズを代表して行動する
- 9 一人の被害者等のニーズが他の被害者等のニーズとぶつかる場合、即座に他の一人を資格のある被害者支援提供者に預けた後、一人の被害者等のために行動する

- 10 プロとしての関係から生ずる知識と信頼を損なうという危険があることを認識し、現在および過去のいかなる被害者等とも性関係を持たないという倫理を守る
- 11 他の機関やサービスに被害者等を紹介する場合は、被害者等の最善の利益にかなう場合のみとし、その過程において利害の衝突のないようにする
- 12 犯罪行為や被害者等からトラウマを受けたような場合、適切なサービスのために、同僚の被害者支援提供者へ紹介する機会を提供する

. 同僚、他の専門家、世間との関係において

- 1 相互理解、公の信頼、サービス向上を推進するような方法で同僚との関係を構築する
- 2 同僚を批判するコメントは、それが検証可能で目的が建設的な場合のみ行う
- 3 被害者等支援の領域において同等の敬意と尊厳を受けられるよう、関連した専門家との関係を構築する
- 4 同僚や関連する専門家に関する否定的で根拠のない噂を鎮静化させるよう手段を講ずる
- 5 仕事であれボランティアであれ、同僚や関係する専門家との間で被害者等支援において知識を共有し、技量、腕前を磨く
- 6 被害者支援において、継続的に質を向上させ、プロ意識を育てるために、新たに被害者支援分野に参入して来る被害者支援提供者に対して、プロとしての援助、ガイダンス、補助を与える
- 7 被害者等支援に当たるボランティアが、被害者等を支援する場合に必要なとなる訓練、指導、資源、サポートが得られることを追求する
- 8 公益のため、また被害者等支援に付随するものとして、犯罪と暴力の防止を推進するため行動する

- 9 州と国家の法律を、それらが不公正で差別的である場合はその改正のために行動しつつ、尊重する

. プロとしての活動において

- 1 被害者等のためのサービス提供者として、また権利擁護者として、高い個人的、プロフェッショナル的水準を保つ
- 2 被害者等へのサービス提供における技量を追求し、維持する
- 3 いかなる被害者も、使用人も、同僚も、関連専門家も、一般人も、年齢、性、身体障害、人種、民族、国籍、宗教、性の傾向に基づいて差別しない
- 4 明確な許可やそうすべき法的要求なしに、名前など被害者等の特定につながる情報を公にしない
- 5 公のコメントにおいて、自分の属する組織による立場と自分の個人的な意見の表明を明確に区別する
- 6 自分の公式の立場を、贈り物、金銭的利益、特典、特別の利益のために利用しない
- 7 いかなる同僚や関連する専門家による被害者等に対する誤った行動、職業を貶めるような行動について、適切な当局に報告する
- 8 自分や同僚が被害者等に対する適切なサービスを提供することを妨げ、同僚や関連する専門家と協力して仕事をするのを妨げ、または被害者等に対して公平であることを妨げることとなる、いかなる利益相反についても適切な当局に通報する

. 他の職業に対する責務として

犯罪被害者等支援員は、自分の属している関連する専門家の倫理基準に拘束される

以上